

松江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松江市国民健康保険条例（平成 17 年松江市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額は、<u>次に掲げる額</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の合算額とする。</p> <p>(1) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につ</u> <u>き算定した基礎賦課額(国民健康保険法</u> <u>施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「政</u> <u>令」という。)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号</u> <u>に規定する基礎賦課額をいう。以下同</u> <u>じ。)</u></p> <p>(2) <u>世帯主の世帯に属する被保険者につ</u> <u>き算定した後期高齢者支援金等賦課額</u> <u>(政令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定す</u> <u>る後期高齢者支援金等賦課額をいう。以</u></p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯に</u> <u>属する被保険者につき算定した基礎賦課額</u> <u>(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 3</u> <u>62 号。以下「政令」という。)第 29 条の 7</u> <u>第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>及び後期高齢者支援金等賦課額 <u>(同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金</u> <u>等賦課額をいう。以下同じ。)</u>並びに介護納 <u>付金賦課被保険者(同項第 3 号に規定する</u> <u>介護納付金賦課被保険者をいう。以下同</u> <u>じ。)</u>につき算定した介護納付金賦課額(同 <u>号に規定する介護納付金賦課額をいう。以</u> <u>下同じ。)</u>の合算額とする。</p>

下同じ。)

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第29条、第29条の3及び第29条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢

(基礎賦課総額)

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第29条、第29条の3及び第29条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢

者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する

者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する

費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

(基礎賦課限度額)

第20条 第14条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第20条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2 略

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

(基礎賦課限度額)

第20条 第14条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第20条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2 略

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 25 条の 2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第 29 条及び第 29 条の 3 から第 29 条の 5 までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 29 条の 5 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに

限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第25条の3 保険料の賦課額のうち子ども・

子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第25条の4 前条の所得割額は、被保険者に

係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第25条の5 子ども・子育て支援納付金賦課

額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第25条の2第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した

額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第25条の2第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に

2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第25条の6 第25条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条、第20条の3若しくは第25条の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第28条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条若しくは第20条の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場

合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第22条の額又は第29条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第29条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第5項

(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第29条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第29条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦

合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第22条の額又は第29条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額

、第29条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第29条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額

の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦

課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条、第20条の3、第22条若しくは第25条の3の額又は第29条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第29条の3第1項に定める額、同条第5項

_____に定める額、第29条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第29条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及

課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条若しくは第20条の3の額若しくは第22条の額_____又は第29条第1項各号に定める額_____、

第29条の3第1項に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第29条の3第4項第1号に定める額、第29条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額_____

_____の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及

び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互

び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互

主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号並びに第 5 項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金

主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額及び同条第 12 項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第 3 号_____において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金

額が110万円を超える者に限る。)をい
い、給与所得を有する者を除く。)の数の
合計数(次号及び第3号並びに第5項に
おいて「給与所得者等の数」という。)が
2以上の場合にあつては、地方税法第31
4条の2第2項第1号に定める金額に当
該給与所得者等の数から1を減じた数に
10万円を乗じて得た金額を加えた金額)
を超えない世帯に係る保険料の納付義務
者アに掲げる額に当該世帯に属する被
保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の
被保険者均等割額の算定の対象とされる
ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額
とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林
所得金額並びに他の所得と区分して計算
される所得の金額の合算額が、地方税法
第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあつては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額)に31万円に当該年度の保
険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納
付義務が発生した場合にはその発生した
日とする。)現在において当該世帯に属す
る被保険者の数と特定同一世帯所属者の
数の合計数を乗じて得た額を加算した金
額を超えない世帯に係る保険料の納付義
務者であつて前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保

額が110万円を超える者に限る。)をい
い、給与所得を有する者を除く。)の数の
合計数(次号及び第3号_____に
おいて「給与所得者等の数」という。)が
2以上の場合にあつては、地方税法第31
4条の2第2項第1号に定める金額に当
該給与所得者等の数から1を減じた数に
10万円を乗じて得た金額を加えた金額)
を超えない世帯に係る保険料の納付義務
者アに掲げる額に当該世帯に属する被
保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の
被保険者均等割額の算定の対象とされる
ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額
とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林
所得金額並びに他の所得と区分して計算
される所得の金額の合算額が、地方税法
第314条の2第2項第1号に定める金額
(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあつては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額)に30万5,000円に当該年度の保
険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納
付義務が発生した場合にはその発生した
日とする。)現在において当該世帯に属す
る被保険者の数と特定同一世帯所属者の
数の合計数を乗じて得た額を加算した金
額を超えない世帯に係る保険料の納付義
務者であつて前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保

険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被
保険者均等割額の算定の対象とされるも
のの数を乗じて得た額とイに掲げる額と
を合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山
林所得金額並びに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあっては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額)に 57万円に当該年度の保険料賦
課期日(賦課期日後に保険料の納付義務
が発生した場合にはその発生した日とす
る。)現在において当該世帯に属する被保
険者の数と特定同一世帯所属者の数の合
計数を乗じて得た額を加算した金額を超
えない世帯に係る保険料の納付義務者で
あって前2号に該当する者以外の者 ア
に掲げる額に当該世帯に属する被保険者
のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険
者均等割額の算定の対象とされるもの
の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合
算した額

ア・イ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課
額の減額について準用する。この場合にお
いて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは
「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14

険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被
保険者均等割額の算定の対象とされるも
のの数を乗じて得た額とイに掲げる額と
を合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山
林所得金額並びに他の所得と区分して計
算される所得の金額の合算額が、地方税
法第314条の2第2項第1号に定める金
額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2
以上の場合にあっては、同号に定める金
額に当該給与所得者等の数から1を減じ
た数に10万円を乗じて得た金額を加え
た金額)に 56万円に当該年度の保険料賦
課期日(賦課期日後に保険料の納付義務
が発生した場合にはその発生した日とす
る。)現在において当該世帯に属する被保
険者の数と特定同一世帯所属者の数の合
計数を乗じて得た額を加算した金額を超
えない世帯に係る保険料の納付義務者で
あって前2号に該当する者以外の者 ア
に掲げる額に当該世帯に属する被保険者
のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険
者均等割額の算定の対象とされるもの
の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合
算した額

ア・イ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課
額の減額について準用する。この場合にお
いて、第1項中「基礎賦課額」とあるのは
「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14

条」とあるのは「第 20 条の 3」と、「67 万円」とあるのは「26 万円」と、第 2 項中「第 16 条」とあるのは「第 20 条の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 14 条」とあるのは「第 22 条」と、「67 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 16 条」とあるのは「第 24 条」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 25 条の 3 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるも

条」とあるのは「第 20 条の 3」と、「66 万円」とあるのは「26 万円」と、第 2 項中「第 16 条」とあるのは「第 20 条の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 14 条」とあるのは「第 22 条」と、「66 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 16 条」とあるのは「第 24 条」と読み替えるものとする。

のの数を乗じて得た額、イに掲げる額に
当該世帯に属する被保険者のうち当該年
度分の子ども・子育て支援納付金賦課額
の18歳以上被保険者均等割額の算定の
対象とされるものの数を乗じて得た額及
びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の被保険者均等割の保険料
率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の18歳以上被保険者均等
割の保険料率に10分の7を乗じて得
た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納
付金賦課額の世帯別平等割の保険料率
に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額
及び山林所得金額並びに他の所得と区分
して計算される所得の金額の合算額が、
地方税法第314条の2第2項第1号に定
める金額(世帯主等のうち給与所得者等
の数が2以上の場合にあっては、同号に
定める金額に当該給与所得者等の数から
1を減じた数に10万円を乗じて得た金額
を加えた金額)に31万円に当該年度の保
険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納
付義務が発生した場合にはその発生した
日とする。)現在において当該世帯に属す
る被保険者の数と特定同一世帯所属者の
数の合計数を乗じて得た額を加算した金
額を超えない世帯に係る保険料の納付義
務者であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属す

る被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第25条の5第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、第25条の5第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第29条の2 世帯主又は当該世帯に属する被

(特例対象被保険者等の特例)

第29条の2 世帯主又は当該世帯に属する被

保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 15 条第 1 項、第 20 条の 4、第 23 条及び第 25 条の 4 並びに前条第 1 項(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第 5 項の規定の適用については、第 15 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。第 2 項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 29 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 16 条の基礎賦課額の被保険者均等割

保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第 15 条第 1 項及び

前条第 1 項

の規定の適用については、第 15 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。第 2 項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 29 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 16 条の基礎賦課額の被保険者均等割

項中「第16条第3項」とあるのは「第25条の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第29条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする(第6項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第36条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14

(出産被保険者の保険料の減額)

第29条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第36条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14

条」とあるのは「第 20 条の 3」と、「67 万円」とあるのは「26 万円」と、前項中「第 16 条」とあるのは「第 20 条の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 14 条」とあるのは「第 22 条」と、「67 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 16 条」とあるのは「第 24 条」と読み替えるものとする。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び 18 歳以上被保険者均等割」と、「第 14 条」とあるのは「第 25 条の 3」と、「67 万円」とあるのは「3 万円」と、第 2 項中「第 16 条」とあるのは「第 25 条の 5」と読み替えるものとする。

6 当該年度において、第 29 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 14 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額

条」とあるのは「第 20 条の 3」と、「66 万円」とあるのは「26 万円」と、前項中「第 16 条」とあるのは「第 20 条の 5」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 14 条」とあるのは「第 22 条」と、「66 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 16 条」とあるのは「第 24 条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第 29 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 14 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額

あるのは「被保険者均等割及び18歳以上被
保険者均等割」と、「第14条」とあるのは
「第25条の3」と、「67万円」とあるのは
「3万円」と、「第29条第1項各号」とあ
るのは「第29条第5項各号」と、第7項中
「第16条」とあるのは「第25条の5」と
読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以
前である被保険者の被保険者均等割額の減
額)

第29条の5 当該年度において、その世帯に
18歳に達する日以後の最初の3月31日以
前である被保険者(以下「18歳未満被保険
者」という。)がある場合における当該18
歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均
等割額は、第25条の5の子ども・子育て支
援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料
率に相当する額(第29条第5項、第29条の
3第4項の規定により読み替えられた同条
第1項若しくは同条第8項の規定により読
み替えられた同条第5項又は前条第5項の
規定により読み替えられた同条第1項若し
くは同条第10項の規定により読み替えら
れた同条第6項に規定する基準に従い当該
18歳未満被保険者に係る当該年度分の子
ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者
均等割の保険料率に相当する額を減額する
ものとした場合にあっては、当該減額後の
額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当
する額を控除して得た額とする。

2 第25条の5第3項の規定は、前項に規定

する額の決定について準用する。この場合
において、同項の規定中「保険料率」とあ
るのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第12条、第20条、第25条の2から第25条の6まで及び第28条から第29条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。